

## 警備業法の一部を改正する法律案要綱

### 第一 警備業者等の欠格事由に関する規定の整備

#### 一 暴力団員等に係る欠格事由の追加

(一) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十二条の規定による命令等を受けた者であつて、当該命令等を受けた日から起算して三年を経過しないものを、警備業者、警備員、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者の欠格事由に追加することとする。(第三条第五号、第七条、第十一条の三第三項及び第六項並びに第十一条の六第三項関係)

(二) 暴力団員等がその事業活動に支配的な影響力を有する者等を、警備業者の欠格事由に追加することとする。(第三条第十号及び第十一号関係)

#### 二 精神病者に係る欠格事由の見直し

(一) 精神病者に係る欠格事由のうち、警備業者、警備員及び機械警備業務管理者に係るものを、心身の障害により業務を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定めるものに改めることとする。(第三条第七号、第七条及び第十一条の六第三項関係)

(二) 精神病者に係る欠格事由のうち、警備員指導教育責任者に係るものを削ることとする。(第十一条の三第三項及び第六項関係)

第二 変更の届出に関する規定の整備(第六条及び第十一条の五関係)

警備業者は、一定の事項の変更に係る届出書については、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)にのみ提出すれば足りることとし、当該公安委員会は、当該届出書に記載された内容を他の公安委員会に通知するものとする。

第三 その他

一 公安委員会は、警備業者について、正当な事由がないのに、認定を受けてから六月以内に営業を開始せず、現に営業を営んでいないこと等が判明したときは、その認定を取り消すことができることとする。(第四条の五第三号及び第四号関係)

二 罰則に関する規定その他所要の規定を整備する。

第四 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること

とする。

二 所要の経過措置を設けることとする。